

この度は、「コアカリ重点ポイント集〔改訂第 9 版〕vol.3」をご購入いただき、誠に有難うございます。
本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。
ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

薬学ゼミナール編集 コアカリ重点ポイント集〔改訂第 9 版〕 vol.3
補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P33 問 53 解説	…… <u>ディオスコリデス</u> やガレノスである。	……ガレノスである。
P260 問 19 問題文	……基準人口は、昭和 60 年モデル人口が 用いられる。	……基準人口は、 <u>平成 27 年</u> モデル人口が 用いられる。

○下記は 2024 年 4 月 1 日から食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたことに伴う追補訂正となります。

訂正前:薬事・食品衛生審議会
訂正後:薬事審議会

該当ページおよび該当箇所:

- p.128 ○要指導医薬品の定義 下から 1 行目
- p.130 図
- p.141 上から 4 行目
図 〈新薬の承認の流れ〉
- p.148 表(医薬品医療機器等法第 41 条) 1、3、4 行目
- p.152 四角囲み(生物由来製品) 3 行目
表(特定生物由来製品) 3 行目
- p.156 図 〈救済給付の手続きと財源〉
- p.166 表(A.定義) 下から 2 行目、表下 3 行目、表下 4 行目
- p.180 問 92 問題文
- p.181 問 94 解説、問 96 解説
- p.183 問 107 解説
- p.578 表 A. 定義
- p.648 表 厚生労働省が提供する代表的な情報資料 概要

○下記は 2024 年 10 月 1 日に処方箋様式が変更されることに伴う追補訂正となります。

	訂正前	訂正後
P191 右上 処方箋 差し 替え	———	欄外に記載

処方箋

(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号										保険者番号							
公費負担医療 の受給者番号										被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号	(枝番)						

患 者	氏 名											保険医療機関の 所在地及び名称					
	生年月日	明 大 昭 平 令	年	月	日	男・女	電 話 番 号										
	区 分	被保険者	被扶養者				保 険 医 氏 名	㊞									
								都道府県番号		点数表 番号		医療機関 コード					

交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の 使用期間	令和 年 月 日	特に記載のある場合 を除き、交付の日を含 めて4日以内に保険薬 局に提出すること。
-------	----------	--------------	----------	--

処 方	変更不可 (医療上必要)	患者希望	個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品） への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記 載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先 発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。
			リフィル可 ☐ (回)

備 考	保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載 した場合は、署名又は記名・押印すること。
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供	

調剤実施回数（調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。）
☐ 1回目調剤日（ 年 月 日） ☐ 2回目調剤日（ 年 月 日） ☐ 3回目調剤日（ 年 月 日） 次回調剤予定日（ 年 月 日） 次回調剤予定日（ 年 月 日）

調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号						
保険薬局の所在地 及び名称 保険薬剤師氏名	㊞	公費負担医療の 受給者番号						

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。

2. この用紙は、A列5番を標準とすること。

3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

下記は、2024 年 10 月のヘルシンキ宣言 ヘルシンキ改訂の和訳に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P52 4.1.4 ヘルシンキ宣言	……人を対象とした医学研究の倫理規範……	……人間の <u>参加者を含む</u> 医学研究の <u>ための倫理的原則</u> ……
P58 問 35	リスボン宣言とは、人間を対象とする医学研究の倫理的原則を定めたものである。	リスボン宣言とは、人間の <u>参加者を含む</u> 医学研究の <u>ための倫理的原則</u> を定めたものである。
P59 問 35 解説	……人間を対象とする医学研究の倫理的原則を……	……人間の <u>参加者を含む</u> 医学研究の <u>ための倫理的原則</u> を……
P60 問 36	……人間を対象とする医学研究において……	……人間の <u>参加者を含む</u> 医学研究において……
P60 問 37	……被験者の利益にかかわらず、……優先することであると規定されている。	…… <u>研究参加者の利益にかかわらず</u> 、……優先すると規定されている。
P131 2.3.1 治験の目的	ヘルシンキ宣言(人間を対象とする医学研究の倫理的原則)は、……	ヘルシンキ宣言(人間の <u>参加者を含む</u> 医学研究の <u>ための倫理的原則</u>)は、……
P487 2.2.2 表 ヘルシンキ宣言	人間を対象とする医学研究の倫理的原則。……	人間の <u>参加者を含む</u> 医学研究の <u>ための倫理的原則</u> 。……

下記は、2024 年 12 月 12 日の「大麻草の栽培の規制に関する法律」施行に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P165 ■3.3.1 大麻取締法	(全文)	欄外に記載
P166 A.定義	……(<u>大麻取締法に規定する大麻、覚醒剤取締法に……</u>)	……(覚醒剤取締法に……

■3.3.1 大麻草の栽培の規制に関する法律

A. 定義

大麻:大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)
大麻草:カンナビス・サティバ・リンネ

大麻にはテトラヒドロカンナビノール(THC)などが含有されている。
Δ9-THC 及び Δ8-THC (いずれも含有量が残留限度値以下のものを除く。)は、麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬に該当する。

B.大麻草取扱者

大麻草栽培者	第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者
第一種 大麻草採取栽培者	都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品(大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。)の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者
第二種 大麻草採取栽培者	厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者
大麻草研究栽培者	厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者

C.主な規制

・大麻草栽培者でなければ、大麻草を栽培してはならない

下記は、2025 年 7 月 30 日「細菌スクリーニングを導入した新規血小板製剤」供給開始に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P579 C.血液製剤の 適応症と保管管理 メモ欄	人血小板濃厚液 (有効期間)採血後 4 日間	人血小板濃厚液 (有効期間)採血後 6 日間 ▶人血小板濃厚液は、2025 年 7 月 30 日 より、原料となる献血血液に対し細菌スク リーニング(BS)を行った製剤の供給が開 始された。BS に必要な時間を確保する ため、有効期間が採血後 4 日間から採 血後 6 日間に延長された。